



しあわせ信州

農薬管理指導士制度 および任務

令和6年度

長野県農薬管理指導士養成研修会

長野県 農政部 農業技術課



しあわせ信州

農薬管理指導士制度について

農薬概説P174,175 参照

農薬管理指導士制度



- ・各都道府県が、農薬使用責任者の資質向上対策の一環として認定

- ・全国で**50,346名**が認定されている。

(令和5年3月農林水産省調べ)

○任務として行うこと

- ・農薬販売者・・・販売窓口における**的確な助言**を行う

- ・農薬使用者・・・農薬の**適正使用**を率先して行う

- ・ゴルフ場等事業者・・・農薬使用責任者として農薬の**適正使用、他使用者への指導**

農薬管理指導士制度（認定について）



- ・長野県の農薬管理指導士は 998名（令和6年度）
- ・農薬管理指導士の認定を受けるには、養成研修会の受講及び**認定試験に合格**する必要がある。
（一部有資格者は試験免除の申請が可能）
（他県で同様の資格がある場合、書き換え申請が可能）
- ・試験結果及び認定証は3月中に郵送する。
- ・直近3年間の認定試験実施状況は以下のとおり

年度	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
R3	55	55	100
R4	74	72	97.3
R5	50	46	84.4

農薬管理指導士制度（更新について）



○資格の認定期間は**3年間**

（更新対象年度には、登録された住所へ研修会の案内を郵送するので、住所が変更となった場合には、**農薬管理指導士登録内容変更届（様式第9号）**を提出する。）

○資格の更新には農薬管理指導士更新研修会を受講し、「**長野県農薬管理指導士認定証交付申請書**」（様式第4号）を提出する必要がある。

- ・原則として研修会を早退した場合、更新は認められない。
- ・上記様式第4号は、研修会終了後に事務局へ提出する。
（研修会受講を確認するため、1人1枚のみ提出する。）

○認定証は、3月中に上記申請書に記載された住所へ郵送する。



農薬管理指導士の任務について

- ①全国域の基本事項は農薬概説P174,175 参照
- ②長野県独自で定める事項は次スライド 参照

農薬管理指導士の任務(長野県独自)①



- ① 農薬取締法、その他農薬に関する**法令の遵守**
- ② **農薬の特性**に関する**正しい知識の普及啓発**
- ③ 農薬取締法第25条に規定する農薬を使用する者が**遵守すべき基準等農薬の安全かつ適正な使用方法の遵守**
- ④ 農薬使用に伴う**人畜に対する危被害及び環境汚染の防止**
- ⑤ 農作物病害虫及び雑草の防除等に関する**正しい知識の普及**
- ⑥ 県が定めた、農作物病害虫・雑草防除基準等の**遵守**

農薬管理指導士の任務(長野県独自)②



- ⑦ 農薬取締法第26条に規定する農薬に関する**安全使用の徹底**
- ⑧ 毒物劇物取締法により、**毒物又は劇物の指定を受けた農薬の適正な取扱い及び安全使用の徹底**
- ⑨ **事故例が多く、特に注意を必要する農薬の安全使用の徹底**
- ⑩ その他農薬の安全使用等に関する事項で知事が必要と認めるもの



国内で過去に発生した 農薬事故等について

- なぜ発生してしまったのか(原因)
 - 何をすべきだったのか
- 繰り返し起こさないように必要な防止策は

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況 (平成30～令和4年度)

人に対する事故

単位：件（人）

区分		年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
死亡	散布中		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	誤用		4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)
	小計		4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)
中毒	散布中		12 (23)	9 (21)	8 (10)	8 (16)	8 (23)
	誤用		9 (15)	2 (2)	13 (14)	11 (11)	6 (6)
	小計		21 (38)	11 (23)	21 (24)	19 (27)	14 (29)
計			25 (42)	11 (23)	22 (25)	19 (27)	18 (33)

- (注)・集計した事故には、自他殺は含まない。
 ・区分欄の「散布中」には農薬の調製中や片付け時の事故も含む。
 ・区分欄の「誤用」は散布中以外の事故(誤飲・誤食等)を指す。
 ・発生時の状況が不明のものは「誤用」として集計している。

農林水産省調べ（抜粋）

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況 (平成30～令和4年度)

原因別

単位：件（人）

原因	年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
マスク、メガネ、服装等装備不十分		6 (7)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	4 (5)
使用時に注意を怠ったため本人が暴露		1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)
防除機の故障、操作ミスによるもの		0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)
散布農薬の飛散によるもの		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
農薬使用後の作業管理不良		4 (14)	5 (17)	4 (6)	3 (11)	2 (16)
保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食		3 (3)	2 (2)	8 (9)	6 (6)	4 (4)
薬液運搬中の容器破損、転倒等		1 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他		2 (4)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)
原因不明		7 (7)	0 (0)	6 (6)	3 (3)	5 (5)
計		25 (48)	11 (23)	22 (25)	19 (27)	18 (33)

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html

農林水産省調べ（抜粋）



農薬の事故事例①

主な原因

農薬の残液を飲料物の容器に保管していたため、誤って誤飲した。

農薬を飲料と並べて保管していたため、誤って誤飲した。

中毒の内容

全身倦怠感、嘔吐、吐き気、下痢等

■ 防止対策

農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲料品の空容器に移し替えない。

農薬は、飲食物と分けて保管する。

農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。



農薬の事故事例②

概要

作業小屋を清掃中、農薬とわからず小屋内にあった古い青い粉末状の塊※を自宅横の水路に投棄。投棄場所から下流数十m範囲にある一般家庭8戸の池のコイが斃死。河川近辺の下流域の被害はなし。

(※発生当初は不明物質。後に分析結果から硫酸銅と判明。)

■ 防止対策

- ・ 現地で農薬保管管理および廃棄方法による指導を実施。
(投棄者が農薬であろうと申し出ていたため)
- ・ 農薬保管庫等にある古い農薬は、早めに処分すること。
- ・ 農薬保管者が変更する場合、十分な引継をすること。



農薬の中毒事故事例①

主な原因

農薬散布を児童が在学している日・時間帯に実施した。
小学校の職員間で、散布当日の情報共有が不十分であった。

中毒の内容

咳、嘔吐等、児童6名が体調不良を訴え、病院へ搬送された。

■ 防止対策

- ・ 学校敷地への農薬散布は、児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮する。
- ・ 農薬散布の情報を事前に幅広く周知し、防除業者、施設管理者、職員間で情報共有をしっかりと行う。



農薬の中毒事故事例②

主な原因

土壌くん蒸剤（クロルピクリン）の使用時に被覆をしなかった。
（農薬が揮発し、近隣住民に健康被害が発生した。）

中毒の内容

眼の痛み、嘔吐等

■ 防止対策

- ・ 住宅地等が風下になる場合には、土壌くん蒸剤の使用を控える。
- ・ 住宅地等の周辺では高温期の処理は避ける。
- ・ 土壌くん蒸剤を使用した際は被覆を完全に行う。



まとめ

- ・農薬の使用方法を誤ると**思わぬ事故**につながる可能性がある。
- ・この資料を通じて、**農薬の適正使用**等に関する知識を確認・習得し、**日頃の業務**に生かしていただきたい。